

「指定通所介護(デイサービス)」利用契約書

◇◆目次◆◇

第一章 総則

- 第1条(契約の目的)
- 第2条(契約期間)
- 第3条(通所介護計画の決定・変更)
- 第4条(介護保険給付対象サービス)
- 第5条(介護保険給付対象外のサービス)

第二章 サービスの利用と料金の支払い

- 第6条(サービス利用料金の支払い)
- 第7条(利用の中止、変更、追加)
- 第8条(利用料金の変更)

第三章 事業者の義務

- 第9条(事業者及びサービス従事者の義務)
- 第10条(守秘義務等)

第四章 契約者の義務

- 第11条(契約者の施設利用上の注意義務等)

第五章 損害賠償(事業者の義務違反)

- 第12条(損害賠償責任)
- 第13条(損害賠償がなされない場合)
- 第14条(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

第六章 契約の終了

- 第15条(契約の終了事由、契約終了に伴う援助)
- 第16条(契約者からの中途解約)
- 第17条(契約者からの契約解除)
- 第18条(事業者からの契約解除)
- 第19条(精算)

第七章 その他

- 第20条(苦情処理)
- 第21条(事故発生時の対応)
- 第22条(高齢者虐待防止に関する事項)
- 第23条(緊急時の対応)
- 第24条(協議事項)

_____（以下「契約者」という。）とデイサービスセンターひろむし（以下「事業者」という。）において、事業者から提供される通所介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第一章 総則

第1条(契約の目的)

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、第4条及び第5条に定める通所介護サービスを提供します。
- 2 事業者が契約者に対して実施する通所介護サービスの内容、利用日、利用時間、費用等の事項（以下「通所介護計画」という。）は、別紙『（サービス利用書）』に定めるとおりとします。

第2条(契約期間)

本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

但し、契約期間満了の2日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条(通所介護計画の決定・変更)

- 1 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って契約者の通所介護計画を作成するものとします。
- 2 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、通所介護計画の作成を行います。その場合に、事業者は、契約者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。
- 3 事業者は、通所介護計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 4 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が変更された場合、又は契約者若しくはその家族等の要請に応じて、通所介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、通所介護計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、通所介護計画を変更するものとします。
- 5 事業者は、通所介護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第4条(介護保険給付対象サービス)

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において、契約者に対して、日常生活上の世話及び機能訓練を提供するものとします。

第5条(介護保険給付対象外のサービス)

- 1 事業者は契約者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超えて利用する通所介護サービスを提供するものとします。
- 2 前項の他、事業者は、昼食のサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。
- 3 前2項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
- 4 事業者は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第6条(サービス利用料金の支払い)

- 1 事業者は、契約者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、契約者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額(以下、介護保険給付額という。)の限度において、契約者に代わって市町村から支払いを受けます。
- 2 契約者は要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分(自己負担分:介護保険負担割合証に記載されている利用者負担の割合)を事業者に支払うものとします。
但し、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。(要介護認定後又は居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。)
- 3 第5条第1項及び第2項に定めるサービスについて、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。
- 4 前項の他、契約者は食事の提供にかかる費用とおむつ代等契約者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業者に支払うものとします。
- 5 前4項に定めるサービス利用料金は1か月ごとに計算し、契約者はこれを翌月27日までに支払うものとします。

第7条(利用日の中止・変更・追加)

- 1 契約者は、利用期日前において、通所介護サービスの利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、契約者はサービス実施日の前日までに事業者に出すものとします。
- 2 契約者が、利用期日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。但し契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- 3 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満員で契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を契約者に提示して協議するものとします。

第8条(利用料金の変更)

- 1 第6条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第6条第3項及び第4項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の2か月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務

第9条(事業者及びサービス従事者の義務)

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の医師又は看護職員もしくは主治医と連携し、契約者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、契約者に対する通所介護サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- 4 事業者は、サービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

第 10 条(守秘義務等)

- 1 事業者及びサービス従事者又は従業員は、通所介護サービスを提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前 2 項にかかわらず、契約者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又は契約者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第四章 契約者の義務

第 11 条(契約者の施設利用上の注意義務等)

- 1 契約者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 契約者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 3 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第五章 損害賠償(事業者の義務違反)

第 12 条(損害賠償責任)

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第 10 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。
但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第 13 条(損害賠償がなされない場合)

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 二 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 三 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 四 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第 14 条(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第六章 契約の終了

第 15 条(契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

- 1 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
 - 一 契約者が死亡した場合
 - 二 要介護認定又は要支援認定により契約者の心身の状況が要支援又は自立と判定された場合
 - 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - 四 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
 - 五 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - 六 第 16 条から第 18 条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 2 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第 16 条(契約者からの中途解約)

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の 7 日前までに事業者へ通知するものとします。
- 2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
 - 一 第 8 条第 3 項により本契約を解約する場合
 - 二 契約者が入所した場合
 - 三 契約者に係る居宅サービス計画(ケアプラン)が変更された場合

第 17 条(契約者からの契約解除)

- 契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。
- 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
 - 二 事業者もしくはサービス従事者が第 10 条に定める守秘義務に違反した場合
 - 三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
 - 四 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第 18 条(事業者からの契約解除)

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 契約者による、第 6 条第 1 項から第 4 項に定めるサービス利用料金の支払いが 3 ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 三 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第 19 条(精算)

第 15 条第 1 項第二号から第六号により本契約が終了した場合において、契約者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第 11 条第 2 項(原状回復の義務)その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から 1 週間以内に精算するものとします。

第七章 その他

第20条(苦情処理)

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第21条（事故発生時の対応）

- 1 事故発生した場合は、市町村、利用者の家族及び利用者に係わる居宅介護支援事業所等に対して連絡等の必要な措置に講じます。
- 2 賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに賠償を行います。
- 3 事故が発生した際には、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

第22条（高齢者虐待防止に関する事項）

事業所は、契約者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講じます。

- 1 虐待を防止するための職員に対する研修を実施します。
- 2 契約者及びその家族からの苦情対応体制の整備をします。
- 3 その他虐待防止のために必要な措置を講じます。

第23条（緊急時の対応）

事業所は、介護サービスの提供中に契約者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに下記の主治医または協力医療機関と連絡をとり、救急治療あるいは救急入院等必要な処置が受けられるようにします。

主 治 医	
病 院 名	
住 所	〒
電話番号	

協力病院

病 院 名	北川病院
住 所	岡山県和気郡和気町和気 277番地
電話番号	0869-93-1141

この場合、予め契約者の指定する下記緊急連絡先に対し直ちに連絡します。

連絡先

氏 名	
住 所	〒
電話番号	
続 柄	

第24条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

本契約を証するため、利用者、当事業所は署名捺印のうえ本契約書2通作成し、利用者、当事業所各1通保有します。

令和 年 月 日

事業者	住 所	岡山県赤磐市沢原1395
	名 称	社会福祉法人広虫荘
	代表者	理 事 長 堀 部 徹
	TEL	086-995-9552

契約者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

(直筆・代筆)

利用者家族代表 住 所 _____

氏 名 _____ 印

「通所介護（デイサービス）」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(岡山県指定第3372200406号)

当事業所はご契約者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 広虫荘
- (2) 法人所在地 岡山県赤磐市沢原1395
- (3) 電話番号 086-995-1221
- (4) 代表者氏名 理事長 堀 部 徹
- (5) 設立年月 昭和44年12月17日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所（平成12年4月1日指定）
岡山県 3372200406号
※当事業所は特別養護老人ホーム広虫荘に併設されています。
- (2) 事業所の目的 要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、適正な事業を提供することを目的とします。
- (3) 事業所の名称 デイサービスセンターひろむし
- (4) 事業所の所在地 岡山県赤磐市沢原1395
- (5) 電話番号 086-995-9552
- (6) 事業所長氏名 管理者 孝 本 良 洋
- (7) 当事業所の運営方針

従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行います。

事業の実施にあたっては、関係市町村及び周辺地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

- (8) 開設年月日 平成12年4月1日
- (9) 利用定員 19名（通常規模型通所介護）
5名（基準緩和型通所サービス）

(10) 事業所が行なっている他の業務

「第1号通所事業」

(平成30年4月1日指定) 岡山県 3372200406号

「基準緩和型通所サービス」

(令和6年4月1日指定) 赤磐市 3372200406号

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域

赤磐市・岡山市東区瀬戸町・和気町とし、その他の地域については別途相談に応じます。

(2) 営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日～土曜日（12月31日～1月3日は休みます。）
営 業 時 間	8時30分～17時30分

サービス提供時間 9時00分～16時30分

※居宅サービス計画により、営業日及び営業時間外でもサービス提供を行う場合があるものとします。

(3) 臨時休業について

台風、集中豪雨、積雪等により警報が発令されるなど、利用者の安全上必要と認めるとき、感染症が蔓延している場合、また利用者が居られないとき、管理者は、前項の規定にかかわらず、センターを臨時休業とすることができるものとします。

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービス及び指定介護予防通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	実人数	指定基準	人数
1. 施設長(管理者)		1	老人福祉施設の管理者と兼務
2. 生活相談員		1	介護職員と兼務(1名)
3. 看護職員		1	併設特別養護老人ホーム看護師と密接な連携を図ります。
4. 介護職員		2	生活相談員と兼務(1名)
5. 機能訓練指導員		1	看護職員兼務

〈主な職種の勤務形態〉

職種	勤務体制
1. 生活相談員	早出: 8:00～17:00 日勤: 8:30～17:30 ※機能訓練指導員は、日常生活リハビリ等行います。
2. 介護職員	
3. 看護職員	
4. 機能訓練指導員(看護職員兼務)	

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス(契約書第4条参照)

以下のサービスについては、食費を除き通常9割又は8割又は7割が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

[共通的服务]

- ① 食事の介助(ただし、食事の提供に掛かる費用は別途お支払いいただきます。)
- ・ 当事業所では、栄養士(管理栄養士)の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
 - ・ ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
- (食事時間) 11:50～12:45**

② 入浴

- ・ 入浴又は清拭を行います。寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排泄

- ・ 排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 送迎サービス

- ・ ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。

⑤機能訓練

- ・ ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

〈サービス利用料金(1回あたり)〉(契約書第6条参照)

下記の料金表によって、ご契約者の要介護状態区分に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい。

(上記サービスの利用料金は、ご契約者の要介護状態区分に応じて異なります)

(介護給付対象の方)

ご契約者の要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
4時間以上5時間未満	388円	444円	502円	560円	617円
5時間以上6時間未満	570円	673円	777円	880円	984円
6時間以上7時間未満	584円	689円	796円	901円	1,008円
7時間以上8時間未満	658円	777円	900円	1,023円	1,148円

上記料金に、加算される項目は以下の通りです。

○「サービス提供体制強化加算Ⅰ」 22円(22単位)/日

＊下記の表を参照(日額の目安)

「介護職員等処遇改善加算Ⅰ」

ご契約者の要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
4時間以上5時間未満	38円	43円	48円	54円	59円
5時間以上6時間未満	54円	64円	74円	83円	93円
6時間以上7時間未満	56円	65円	75円	85円	95円
7時間以上8時間未満	63円	74円	85円	96円	108円

＊「選択により加算される項目」を、ご利用の場合は、負担額が変更になります。

◎その他、「選択により加算される項目」

- ・入浴介助加算(Ⅰ) 40円(40単位)/回
- ・若年性認知症利用者受入加算 60円(60単位)/日
- ・送迎を行わない場合 △47円(△47単位)/回

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。

また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する食事の費用は別途いただきます。(下記(2)①参照)

☆介護保険からの給付額に変更があつた場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第5条、第6条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①食事の提供(食費)

ご契約者に提供する食事の費用です。

料金:1回あたり550円

②通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用

される場合は、お住まいと当事業所との間の送迎費用として、下記料金をいただきます。

片道：1km 50円（事業実施区域内の距離は除く）

③レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等は無料。

④複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できます、複写物を必要とする場合には無料にて交付します。

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、ご契約者に負担していただくことが適当であると認められるものについては、その実費をいただきます。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

※ 前記（1）（2）の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求させていただきます。

サービス利用翌月27日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

毎月10日までに、請求書を送付します。

1. 当施設窓口払い
2. 下記指定口座への振込み
 - ①中国銀行 和気支店 普通預金 口座番号 808920
口座名義人 社会福祉法人 特別養護老人ホーム広虫荘 施設長 孝本 良洋
 - ②(株)ゆうちょ銀行 口座番号 15460-8584341
口座名義人 社会福祉法人 特別養護老人ホーム広虫荘
3. 金融機関口座からの自動引き落とし
ご利用できる金融機関
 - ① 晴れの国岡山農業協同組合（晴れの国岡山農業協同組合本支店発行の通帳に限る）
 - ②(株)ゆうちょ銀行

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第7条参照）

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合
取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。

但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

※利用予定日の前日までに申し出があった場合 無料

※利用予定日の前日までに申し出がなかった場合当日の利用料金（自己負担相当額）

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により、ご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. 緊急時の対応について（契約書第22条参照）

①主治医への連絡及び主治医からの指示を受けます。

②管理者に連絡し、指示を受けます。

③サービス提供中に容態の変化があった場合は、ご家族に連絡し様子を伝えます。

ご家族の判断において、ご家族のお迎え、又は当方にて自宅への送りを致します。

※ただし、状況によっては事業所の判断にて救急搬送します。

④介護支援専門員へ連絡し、概況を伝えます。 *状況に応じて順不同

7. 事故発生時の対応について(契約書第21条参照)

- ① 事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族及び利用者に係わる居宅介護支援事業所、備前県民局健康福祉部等に対して連絡等の必要な措置を講じます。
- ② 賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに賠償を行います。
- ③ 事故が発生した際には、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

8. 身体的拘束等の禁止

- ① 事業者は、サービス提供に当たり身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を原則行いません。但し、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合は、この限りではないものとします。
- ② 前項ただし書きの規定に基づき、身体的拘束等の行為を行った場合には、事業者は、直ちにその日時、態様、利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由、その他必要な事項について、サービス提供記録等に記録します。

9. 虐待の防止について(契約書第22条参照)

当事業所では契約者等の人権擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関わる責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者(管理者) 孝 本 良 洋
- ② 苦情解決体制を整備しています。
- ③ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ④ 虐待防止委員会を設置しています。
- ⑤ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる契約者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

10. 苦情の受付について(契約書第20条参照)

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情解決責任者(管理者) 孝 本 良 洋
 - 苦情受付窓口(担当者) 生活相談員 大田原 慎弥
 - 受付時間 毎週月曜日～土曜日 (8時30分～17時30分)
TEL 086-995-9552 FAX 086-995-9553
- また、苦情受付ボックスを設置しています。

(2) 第三者委員

公正中立な立場で苦情を受け付け、相談にのっていただける委員です。

清水 英子	吉野 典寿
(当法人監事)	(元区長)

* 当施設における苦情処理の手順は以下の通りになります。

- ① ご利用者及びご家族への周知(ポスター等の掲示)
- ② 苦情の受付
苦情受付責任者、第三者委員会及び当施設職員はご利用者及びそのご家族からの苦情を随時受け付けます。
- ③ 苦情受付の報告・確認
苦情受付責任者は、受けた報告を苦情解決責任者へ報告する。また、場合によっては第三者委員へ報告を行ないます。
- ④ 話し合い
苦情受付責任者は、早急に話し合いの場を設け、苦情解決に努めます。
(必要に応じて第三者委員の立会いを求めることができます)
- ⑤ 苦情解決の記録・報告
苦情解決責任者は、解決・改善までの経過と結果について記録し、苦情申し出人及び第三者委員へ報告を行ないます。
- ⑥ 解決結果の公表
苦情解決責任者は、個人情報に関するものを除き、苦情解決結果を事業報告書等で公表します。

(3)利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

アンケート調査、意見箱等利用者 者の意見等を把握する取り組み	① あり		
	2 なし		
第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	1 あり 2 なし
		結果の開示	
	② なし		

(4)その他

当該施設以外に、県、市町村での相談・苦情窓口でも受け付けております。

赤磐市役所

保健福祉部 介護保険課 岡山県赤磐市下市344
TEL 086-955-1116
FAX 086-955-1118

和気町役場

介護保険課 介護保険係 岡山県和気郡和気町尺所555
TEL 0869-93-1122
FAX 0869-93-0665

岡山市役所 介護保険課

岡山県岡山市北区鹿田町1-1-1
TEL 086-803-1240
FAX 086-235-3711

岡山県国民健康保険
団体連合会 介護110番

岡山県岡山市北区桑田町17番5号
TEL 086-223-8811
FAX 086-223-9109

11、貴重品や、金品の取り扱いについて

来所時には、貴重品、金銭等を持参されないようお願い致します。

持ち込まれた場合につきましては、事業所として一切の責任を負いません。

令和 年 月 日

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

説 明 者 デイサービスセンターひろむし

生活相談員 印